

(仮訳)

ロシア連邦政府

決定

2023年11月2日付第1842号

モスクワ

輸送分野の国家政策立案および法的規制を担当する連邦行政機関の管轄下にある連邦国庫機関がロシアの運送人および外国の運送人との間において、連邦法「自動車道路について、ロシア連邦の道路事業について、およびロシア連邦の特定の法令の改正について」にしたがった、国際自動車輸送に使用される、ロシアの運送人および外国の運送人が所有する貨物輸送車両が国際自動車輸送に使用される貨物輸送車両の到着状況の監視を行う場所に到着する日時の決定にあたって行う相互連携の手順、ならびにロシアの運送人および外国の運送人の電子輸送書類国家情報システムへのアクセスの手順に関する規程の承認について

連邦法「自動車輸送および都市地上電気輸送に関する規約」第18条の1にしたがい、ロシア連邦政府は以下を決定する：

1. ここに添付する「輸送分野の国家政策立案および法的規制を担当する連邦行政機関の管轄下にある連邦国庫機関がロシアの運送人および外国の運送人との間において、連邦法『自動車道路について、ロシア連邦の道路事業について、およびロシア連邦の特定の法令の改正について』にしたがった、国際自動車輸送に使用される、ロシアの運送人および外国の運送人が所有する貨物輸送車両が国際自動車輸送に使用される貨物輸送車両の到着状況の監視を行う場所に到着する日時の決定にあたって行う相互連携の手順、ならびにロシアの運送人および外国の運送人の電子輸送書類国家情報システムへのアクセスの手順に関する規程」を承認する。

2. 本決定は2024年9月1日をもって発効し、2030年8月末日まで効力を有する。

ロシア連邦政府議長

M. ミシュスチン

2023年11月 2 日付

ロシア連邦政府決定第1842号により

承認

輸送分野の国家政策立案および法的規制を担当する連邦行政機関の管轄下にある連邦国庫機関がロシアの運送人および外国の運送人との間において、連邦法「自動車道路について、ロシア連邦の道路事業について、およびロシア連邦の特定の法令の改正について」にしたがった、国際自動車輸送に使用される、ロシアの運送人および外国の運送人が所有する貨物輸送車両が国際自動車輸送に使用される貨物輸送車両の到着状況の監視を行う場所に到着する日時の決定にあたって行う相互連携の手順、ならびにロシアの運送人および外国の運送人の電子輸送書類国家情報システムへのアクセスの手順に関する規程

1. 本規程は、輸送分野の国家政策立案および法的規制を担当する連邦行政機関の管轄下にある連邦国庫機関がロシアの運送人および外国の運送人との間において、連邦法「自動車道路について、ロシア連邦の道路事業について、およびロシア連邦の特定の法令の改正について」にしたがった、国際自動車輸送に使用される、ロシアの運送人および外国の運送人が所有する貨物輸送車両が国際自動車輸送に使用される貨物輸送車両の到着状況の監視を行う場所に到着する日時の決定（以下、それぞれ「日時」、「日時の予約」）にあたって行う相互連携の手順、ならびに日時の予約を行うロシアの運送人および外国の運送人の電子輸送書類国家情報システムへのアクセスの手順を定めるものである。

2. 本規程においては、「貨物輸送車両」、「ロシアの運送人」、「外国の運送人」および「国際自動車輸送」という概念は、連邦法「国際自動車輸送実施状況の国家監視について、およびその履行手順違反に対する責任について」に掲げる意味において用い、さらに、「待機ゾーン」という概念は、2023年5月30日付連邦法第867号「国際自動車輸送に使用される、ロシアの運送人または外国の運送人が所有する貨物輸送車両が、連邦法『自動車道路について、ロシア連邦の道路事業について、およびロシア連邦の特定の法令の改正について』第16条第6項が定める自動車道路区間一覧に含まれる区間を、国境の通過を目的として予約された日時に通行する際の手順に関する規程の承認について」によって承認された「国際自動車輸送に使用される、ロシアの運送人または外国の運送人が所有する貨物輸送車両が、2023年5月30日付連邦法第867号「国際自動車輸送に使用される、ロシアの運送人または外国の運送人が所有する貨物輸送車両が、連邦法『自動車道路について、ロシア連邦の道路事業について、およびロシア連邦の特定の法令の改正について』第16条第6項が定める自動車道路区間一覧に含まれる区間を、国境の通過を目的として予約された日時に通行する際の手順に関する規程」（以下、「通行の手順に関する規程」）に掲げる意味において用いる。

3. 日時の予約、および予約された日時の変更は「通行の手順に関する規程」にしたがってこれを行う。

4. 予約された日時の変更に関するロシアの運送人および外国の運送人に対する通知は、輸送分野の国家政策立案および法的規制を担当する連邦行政機関の管轄下にある連邦国庫機関が、「通行の手順に関する規程」第12項に定める場合に、予約日時変更に関する決定が下された時点から1時間以内に、自動送信モードによるものを含め、待機ゾーンに居る運転者向けの視覚的および音声的情報手段によって、ならびに日時予約申請書に記載されている連絡先に対して、これを行う。

5. 電子輸送書類国家情報システムにおける個人アカウントへのロシアの運送人のアクセスは、連邦国家情報システム「電子形態による国家・地方自治体サービス提供のために利用される諸情報システムの情報技術上の連携を可能にするインフラにおける統一識別・認証システム」を用いて、および（または）高度適格電子署名公開鍵証明書を用いてこれを行う。

6. 電子輸送書類国家情報システムにおける個人アカウントへの外国の運送人のアクセスは、外国の運送人が電子輸送書類国家情報システムの情報通信ネットワーク「インターネット」上の公開サイトであるepd-portal.ruにおける電子書式に記入を行ったことを条件に提供される。

7. 外国の運送人は、電子輸送書類国家情報システムにおける個人アカウントに登録するために、本規程第6項が定める電子書式において以下の情報を記載する：

a) 当該の外国の運送人に関する情報：

正式名称、所在地の範囲内の住所 — 法人の場合；

姓、名、父称（父称を有する場合）、居住地の登録住所 — 自然人の場合；

電話番号、電子メールアドレス；

b) 輸送車両の所有者に関する情報；

正式名称、組織的・法的形態および所在地の範囲内の登録住所 — 法人の場合；

姓、名、父称（父称を有する場合）、居住地の登録住所 — 自然人の場合；

c) 登録国における税務機関のコード番号；

d) 輸送車両に関する情報；

車種；

モデル；

国家登録番号；

識別番号；

登録国。

8. 電子輸送書類国家情報システムにおける個人アカウントへの外国の運送人登録に関する情報は、当該の登録情報に遺漏がなく、かつ正確なものであることを輸送分野の国家政策立案および法的規制を担当する連邦行政機関の管轄下にある連邦国庫機関が検証したのちに、電子輸送書類国家情報システムにおいて当該の外国の運送人が個人アカウントに登録された日から3労働日以内に、本規程第7項にしたがって外国の運送人が記入した電子メールアドレスあてに、電子輸送書類国家情報システムにより自動送信モードで電子形態をもって送付される。

9. 本規程第7項に掲げる情報が提出されなかった、または不完全な形で提出された場合、ならびにそれらの中に不正確な情報があった場合は、電子輸送書類国家情報システムにおける個人アカウントへのアクセスは提供されない。